

奈良市雇用施策との連携による  
重度障害者等就労支援特別事業  
利用の手引き

令和8年3月  
奈良市福祉部障がい福祉課

## 1. 事業概要

経済活動を理由に重度訪問介護・同行援護・行動援護（以下「福祉サービス」）の利用ができない時間がある方について、福祉サービスに代わり、当該サービスを利用できない時間に係る支援を就労支援の一環として実施する事業です。

## 2. 対象者

以下のすべてに該当する方が対象となります。

- 重度訪問介護、行動援護、同行援護のいずれかの支給決定を受けている方
- 奈良市内に居住地を有する方。（居住地特例あり）
- 本事業による支援の提供がなければ就労の継続に困難がある方
- 継続的に就労することが可能な方

65歳以上の場合、65歳の前5年間に引き続き重度障害者等の障害福祉サービスに係る支給決定を受けている方であって、65歳に達する前日において本事業を利用している方。

◎ 次のいずれか

- 民間企業に雇用されており、1週間の所定労働時間が10時間以上の方（当該年度末までに企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書によって確認できる場合を含む。）。就労継続支援A型の利用者は除く。
- 自営業者等（国家公務員、地方公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外をいう。）であって、1週間のうち10時間以上従事することにより所得の向上が見込まれる方。

### 3. 利用できる支援

通勤支援	通勤の付き添い
業務介助	文書の朗読・作成、機械操作、入力作業、業務上の外出の付き添い など
業務外の支援	姿勢の調整、喀痰吸引、飲食・排泄などの身体的介助 など

※雇用形態や支給決定を受けているサービスによって受けることができる支援は異なります。  
 ※民間企業に雇用されている場合、雇用施策の対象となる部分があります。

#### 雇用施策と福祉施策の適応関係

雇用施策 (JEED) : 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED) の「障害者雇用納付金助成制度に基づく助成金」を活用 (勤務している企業から申請が必要)

福祉施策 (本事業) : 行政が実施する事業

#### 重度訪問介護支給決定者

◆雇用されている場合

	各年度3か月まで	
通勤支援	JEED	本事業
業務介助		本事業
業務外の支援		JEED

◆自営業等の場合

通勤支援	本事業
業務介助	本事業
業務外の支援	本事業

#### 同行援護・行動援護支給決定者

◆雇用されている場合

	各年度3か月まで	
通勤支援	JEED	本事業
業務介助		JEED

◆自営業等の場合

通勤支援	本事業
------	-----

支援計画書作成支援	申請時に提出する支援計画書の作成支援
-----------	--------------------

### 4. 支給量

支給決定を受けているサービスごとに一月あたりの支給量上限があります。

支給決定を受けているサービス	支給量上限
重度訪問介護	135時間/月
同行援護	45時間/月
行動援護	45時間/月

## 5. 利用者の負担

サービス費の1割が利用者負担です。ただし、所得に応じて上限額が決められています。

世帯区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

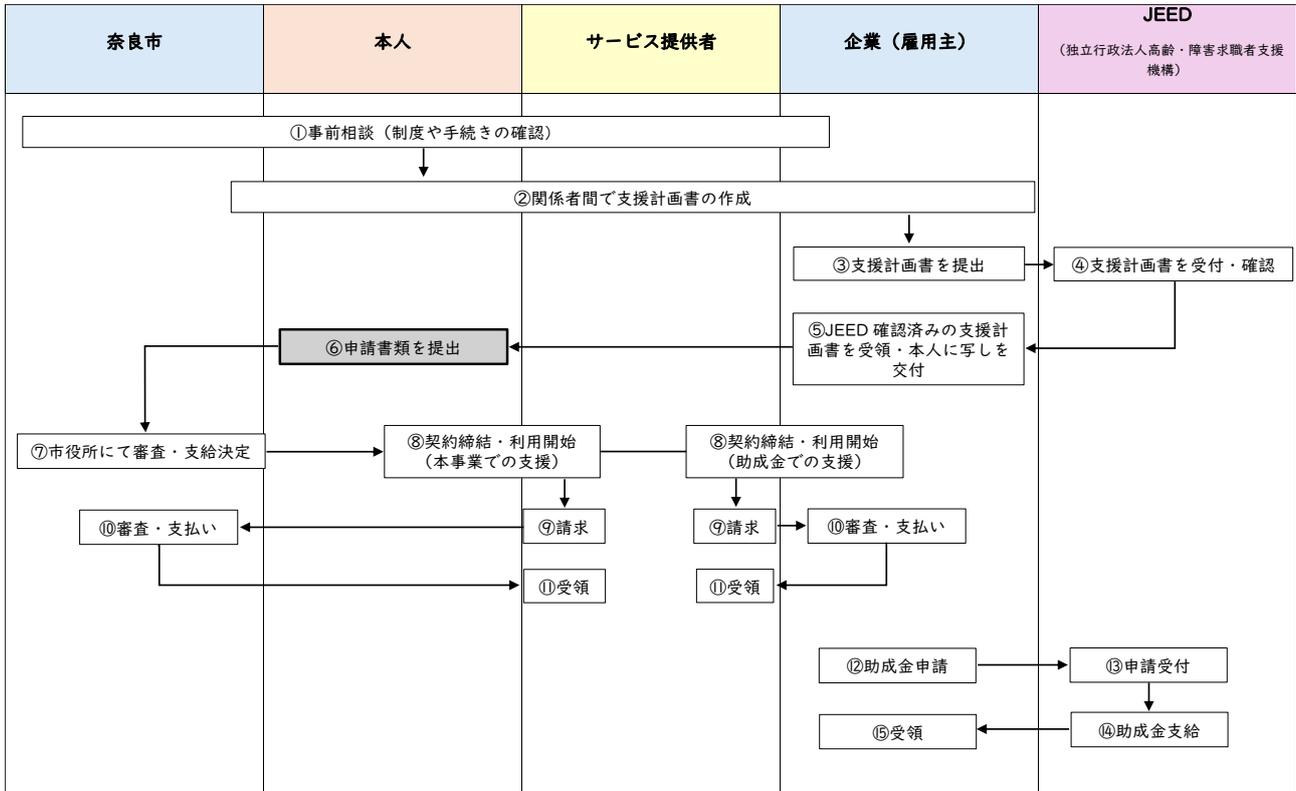
## 6. サービス利用単価

支給決定を受けているサービス	給付額	
重度訪問介護	最初の1時間 2,000円 以降30分ごとに 1,000円	
	送迎加算	片道につき 1,000円
	喀痰吸引等支援体制加算	1日につき 1,000円
同行援護	30分ごとに 1,500円	
行動援護	30分ごとに 1,500円	

支援計画書作成協力費	計画相談支援給付費を受けている者	計画作成	3,000円
		計画見直し	1,500円
	計画相談支援給付費を受けていない者	計画作成	6,000円
		計画見直し	3,000円

## 7. 利用の流れ

### <民間企業に雇用されている場合>

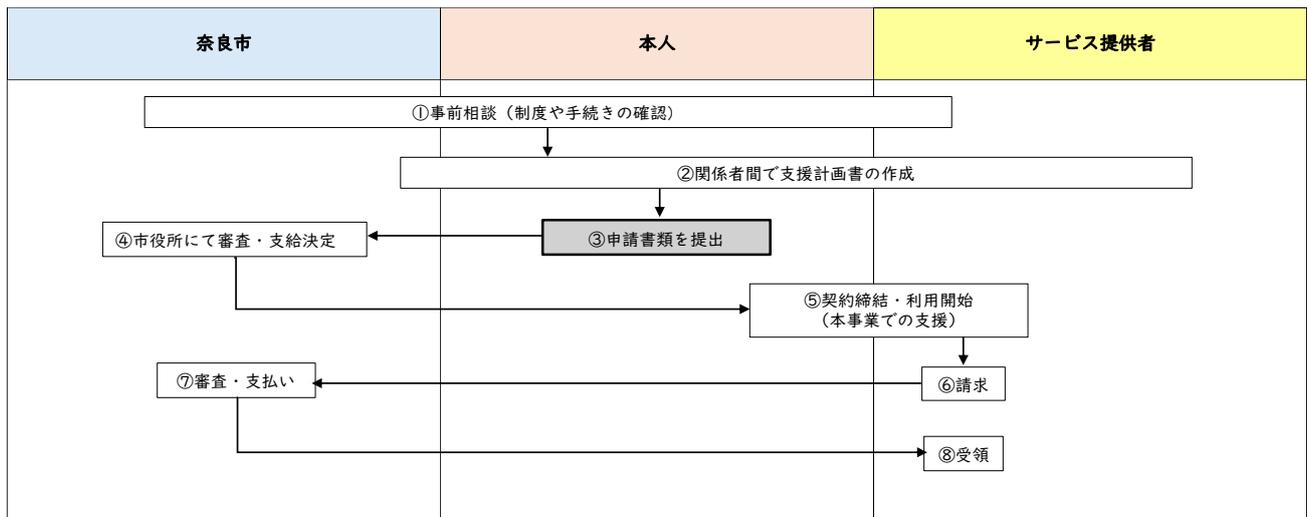


#### <⑥提出書類を提出>においてご用意いただくもの

- 申請書
- 承諾書
- 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証
- 雇用されていることを証する書類
- 支援計画書 (JEED 確認済みのもの)

「障害者雇用納付金助成制度に基づく助成金」の申請手続き等については、JEED のホームページをご確認ください。

## <自営業等の場合>



### <③提出書類を提出>においてご用意いただくもの

- 申請書
- 承諾書
- 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証
- 自営業等であることを証する書類の写し
- 支援計画書

## 8. サービス提供事業所

奈良市において、事業所指定の届け出が必要です。

○指定就労支援事業者

重度訪問介護等のサービスを提供する事業所

○支援計画書作成支援事業者

支援計画書の作成を支援する事業所

## 9. 市役所への請求方法

サービス提供月の翌月 10 日までに下記の書類を奈良市役所障がい福祉課までご提出ください。請求月の翌月 15 日に指定の口座に振込いたします。

- ・請求書
- ・明細書
- ・重度障害者就労支援特別事業実績記録表

## 10. 問い合わせ先

奈良市福祉部障がい福祉課

TEL :0742-34-4593

FAX :0742-34-5050

E-mail :[shougai Fukushi@city.nara.lg.jp](mailto:shougai Fukushi@city.nara.lg.jp)